

(新旧対照表)

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

(下線部分が改正箇所。)

改正後	現行
<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</u></p>	<p>第7条（手形の支払）</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) (同左)</u></p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(3) 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p><u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u></p> <p><u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u></p> <p><u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)～(3) (同左)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名<u>（電磁的記録により当組合に画</u></p>	<p>第15条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）</p>

改正後	現行
<p><u>像として送信されるものを含みます。</u>)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) <u>手形として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><b>第25条 (個人情報情報センターへの登録)</b></p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></li> <li><u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></li> <li><u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></li> </ol>
<p><b>第25条</b> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)</p>	<p><b>第26条</b> (保険事故発生時における預金者からの相殺) (略)</p>
<p><b>第26条</b> (準拠法・合意管轄) (略)</p>	<p><b>第27条</b> (準拠法・合意管轄) (略)</p>
<p><b>第27条</b> (規定の適用) (略)</p>	<p><b>第28条</b> (規定の適用) (略)</p>

改正後	現行
第28条 (規定の変更) (略)	第29条 (規定の変更) (略)

以上